

神崎町合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽の普及を図るため、その設置を行う者（個人を対象とする。）に対して、合併処理浄化槽設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的とする。

(補助対象の浄化槽)

第2条 補助対象浄化槽は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であること。
- (2) 処理対象人員10人以下のもので、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD 20mg/1（日間平均値）以下の機能を有するものであること。
- (3) 変則合併処理浄化槽とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により国土交通大臣の認定を取得したものをいう。
- (4) 排水路未整備区域においては、町長が別に定める蒸発拡散装置と併せて設置する合併浄化槽であること。

(補助対象区域)

第3条 補助の対象となる区域は、町内全域とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた区域は、補助の対象区域としない。

(補助金の交付)

第4条 町長は、補助対象区域において単独処理浄化槽又はくみ取便所を合併処理浄化槽に転換する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾を得られない者
- (3) 町税等を滞納している者
- (4) 住宅の建て替えに伴い、くみ取便所を合併処理浄化槽に転換する者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用のうち、別表に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽法第5条第2項に規定する日数を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し
- (2) 合併処理浄化槽概要書の写し
- (3) 設置場所の案内図、平面図及び排水系統図
- (4) 合併処理浄化槽の構造図
- (5) 工事請負契約書及び見積書の写し
- (6) 国庫補助指針に適合する合併処理浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (7) 社団法人千葉県浄化槽協会の誓約書の写し及び機能保証登録証
- (8) 町税の納税証明書
- (9) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (10) 既設単独処理浄化槽の現況と転換計画を示した書類
- (11) その他、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、第6条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を

審査して、補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請等）

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金申請内容を変更しようとするとき又は補助事業を中断若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する変更又は中断若しくは廃止の承認をしたときは、変更承認通知書（第5号様式）により通知する。

- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了することが困難な場合は、町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し。(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証する書類)

- (2) 法定検査依頼書の写し

- (3) 施工に係る写真及び施工結果報告書

- (4) 工事完成平面図

- (5) 請求書又は領収書の写し

- (6) 浄化槽法第7条に係る費用を納付したことを証する書面の写し

- (7) 浄化槽法第11条に係る受検を契約したことを証する書面の写し

- (8) 既設単独浄化槽の転換結果報告書

- (9) その他、町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 町長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助対象者からの請求書（第8号様式）に基づき、補助金を交付する。

（交付決定の取り消し）

第12条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当したときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき

- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

（補助金の返還）

第13条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合、当該取り消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

（施工状況の確認）

第14条 町長は、補助事業の適正執行のため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工場所において確認する。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、神崎町補助金交付規則（昭和40年神崎町規則第3号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の神崎町合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の神崎町合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱の規定は、平成3年9月13日から適用する。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の神崎町合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第5条）

| 区 分 | 人槽区分 | 限 度 額 |
|--------------------------|--------|----------|
| 単独処理浄化槽から合併 処理浄化槽への転換 | 5人槽 | 512,000円 |
| | 6～7人槽 | 594,000円 |
| | 8～10人槽 | 728,000円 |
| くみ取便所から合併処理 浄化槽への転換 | 5人槽 | 432,000円 |
| | 6～7人槽 | 514,000円 |
| | 8～10人槽 | 648,000円 |